

町長就任挨拶

第6期総合計画と、まち・ひと・しごと創生総合戦略の实行による未来を拓くまちづくり

南幌町長 三好富士夫



町民の皆様には、ますますご清栄のことと拝察申し上げます。

さて、このたびの南幌町長選挙におきまして、不肖私が町民の皆様のご厚情を賜り、引き続き本町の町政を担うことになりました。

これまでの4年間を振り返りますと、「夢のある故郷づくり」の実現に向け、町民の皆様との対話を大切にし、厳しい財政状況の中、職員と共に取り組んでまいりました。このことにつきましても、財政基盤の安定と行政改革の推進、また、第5期総合計画後期基本計画の着実な実行により、生涯学習センター・ぼろろ・町民プールの開設や防災行政無線整備などを取り進めてきたところですが、国は、本格的な地方分権改革を迎えた今、都市から地方への移住・交流の推進や人材力の活性化・交流・ネットワークの強化など重要な課題に地方自治体が積極的に対応していけるよう支援を行っており、地方自治体は、自らの判断と責任により、地域の実情に沿った行政を展開していくことが求められています。少子高齢化や人口減少などの現状を考えた場合、より効率的、効果的な行政運営

を行わなければならない状況となつてきております。そのようなことから、今回の選挙で私は元気なまちづくりを目指し、安定した行政基盤で地域振興を図り、安心して暮らせる町の実現、さらに将来を見据えた住民本位の政策である第6期総合計画の策定とまち・ひと・しごと創生総合戦略

の実行による「未来を拓くまちづくり」を公約に掲げ町民の皆様へ訴えてまいりました。主な施策としては、①人づくり「次世代のまちを担う人材の育成」として、高齢者が健康で暮らし集えるまちづくり（カフェサロンの拡大）、子育て世代への支援として、保育料の引き下げ、高校通学費補助の助成拡大、②安心づくり「医療と暮らしの安全・安心」として、地域医療を担う町立病院の維持と広域医療圏との連携強化、災害に備えたまちづくりの推進（地域防災計画及び新しい洪水マップの全戸配布）、利用しやすい巡回バスの運行と新たな公共交通の推進、長幌第2浄水場の改築、③元気づくり

「地域の活性化」として、にぎわいのあるまちづくりとイベント活動への連携支援（商業施設の誘致促進、空き店舗の活用促進、まちづくり活動への支

援）、町民の健康づくりの促進（予防医療の推進）、移住定住の促進による人口減少の抑制と知名度アップの取り組み（道・住宅公社・町が連携したみどり野団地の新たな販売促進への支援）、消費者とつながる農産物の地産地消と特産品販売の促進、企業誘致の促進と農工商連携による地域振興の活性化、④信頼づくり「協働のまちづくり」として、町民ニーズに応じた協働の推進、財政基盤の安定と行政改革の推進などを掲げてまいりました。

ますます厳しくなることが想定される財政状況、さらに進む人口減少という現実を踏まえ、将来のある子どもたちへの地域をどう残していけるのか、私は町民の幸せを最優先に考えた中で、住民の代表である議会と議論を交わしながら、未来に持続可能な「夢のある故郷づくり」へ邁進していきたいと考えております。

町政の舵取りを任せられた私としては、誠心誠意努力させていたただくことは当然であります。町民の皆様にもこれまで以上に深いご理解と一層のご支援とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。就任のご挨拶とさせていただきます。

平成29年行政区長・町内会長決定

各行政区、町内会の新しい区長、町内会長が決定しました。1月12日に行政区長会議が開催され、区長会会長に三歩幸光さん（西町）、副会長に山上宣好さん（15区）、幹事に上野和夫さん（三重）と泉波光男さん（稲穂）が選任されました。皆さんよろしくお願ひします。



後列 左より	加藤正悦 12区	山形宏治 13区	常井昭人 14区	山上宣好 15区	藤田俊和 中樹林	三歩幸光 西町	渡邊幹雄 北町	酒井敏幸 中央	篠原茂樹 緑町	米本忠光 東町
前列 左より	上野和夫 三重	村上勝弘 青葉	岩本敏朗 6区	田中力彦 7区	竹山昭彦 8区	佐々木晃 9区	中屋敏 10区	木村博光 11区	泉波光男 稲穂	

※敬称略

(故) 城地 肇さん 特別叙勲伝達

南幌町議会議員として3期12年の永きに亘り在職し、南幌町の自治、産業、教育、福祉の発展に寄与された(故)城地肇さんへの特別叙勲伝達式が行われました。

(故)城地肇さんは企業誘致と住宅団地販売活動にご尽力されました。また、治水対策においても河川改修や排水機場の整備にも力を注ぎ、町民生活の安全安心に寄与するなど多大な功績を残されました。改めてご冥福をお祈り申し上げます。



旭日単光章
(故)城地肇さん

防災行政無線

「戸別受信機」設置申請書の提出をお願いします。

町では、現在、災害時の緊急放送や平常時の行政情報など、情報伝達手段の確立に向け「戸別受信機」の設置を行っています。設置には、各家庭に送付した「設置申請書」の提出が必要になります。改めて「戸別受信機」の全世帯設置にご理解ご協力をお願いします。

【設置申請書の提出を3月17日まで再延長して受付します】

- 申請書がお手元がない場合について
10月に全世帯を対象に申請書を送付していますが、「申請書がお手元がない場合」は改めて申請書を送付しますので、総務課総務Gまでご連絡ください。
- 既存の戸別受信機が設置されている世帯について
デジタル無線への更新に伴い、既存の戸別受信機（アナログ）は平成29年3月末で使用出来なくなりますので更新（設置申請書の提出）が必要となります。
- お問い合わせ 総務課総務G